

# 八丈町農地仲介制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、農地の売買及び貸借に関する情報を収集し、広く提供することにより、農地の有効活用、遊休農地の発生防止及び解消、農地利用の促進を図ることを趣旨とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、八丈町農地仲介制度（以下「仲介制度」という。）とは町内に存する農地であって、その所有者が貸付けまたは売却を希望する農地について、情報を登録し、農地の借受けまたは購入を希望する者（以下「農地取得希望者」という。）に対し、その情報を提供する制度のことをいう。

## (実施主体)

第3条 仲介制度の実施主体は、八丈町とする。

## (農地の登録申請等)

第4条 仲介制度に農地に関する情報を登録希望する農地の所有者は、農地登録申請書（様式第1号）を八丈町長（以下「町長」という。）に申請しなければならない。（以下、申請をした所有者を「申請者」という。）

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、農地登録通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、申請者が、第1項の申請に係る土地を共有持分の所有者として管理する者の場合は、過半数を超える持分の所有者からの同意があった場合に限り申請を受け付けるものとする。

4 町長は、申請者が第1項の申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、過半数を超える持分の相続人からの同意があった場合に限り申請を受け付けるものとする。

5 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めた農地を仲介制度に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、農地の登録を行なわない。

(1) 農地の所有者以外の者により申請が行われたとき。ただし、委任状がある場合は、この限りではない。

(2) 登録しようとする農地に抵当権やその他の権利が設定され、または仮登記がなされているとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当であると認めたとき。

6 申請者は、第1項による申請内容に変更が生じた場合は、農地登録変更届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

#### (登録農地の抹消)

第5条 町長は、登録申請のあった翌年の1月1日から起算して5年が経過したときは、登録農地に関する情報登録を抹消する。ただし、再度の登録申請を妨げない。

2 申請者は、仲介制度に登録されている農地（以下「登録農地」という。）の情報を取消したいときは、農地登録抹消届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録農地の情報を抹消し、農地登録抹消通知書（様式第5号）により、登録者に通知するものとする。

- (1) 申請者から第2項の届出があったとき
- (2) 登録農地に係る所有権その他の権利の異動があったとき
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると町長が認めるとき

#### (農地の維持管理)

第6条 仲介制度に登録した農地に関する売買又は、貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、申請者が行うものとする。

#### (利用申請等)

第7条 農地取得希望者は、農地仲介制度利用登録申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、農地仲介制度利用登録通知書（様式第7号）により、農地取得希望者に通知するものとする。

#### (農地取得希望者の登録事項の変更または中止)

第8条 農地取得希望者は、仲介制度に登録された情報等（以下「農地利用登録情報」という。）に変更があった場合は、農地仲介制度利用登録変更届出書（様式第8号）を、町長へ提出しなければならない。

2 農地取得希望者は、農地利用登録情報の登録を中止しようとするときは、農地仲介制度利用登録中止届出書（様式第9号）を、町長へ提出しなければならない。

#### (情報の提供)

第9条 町長は、登録農地の情報（登録者の個人情報を除く。）を八丈町のホームページ及び産業観光課産業係で公開するものとする。

2 町長は、第7条の申請があった場合には、次に掲げる場合を除き、情報提供するものとする。

- (1) 開示情報をを利用して権利の設定をする農地を自ら耕作の用に供する見込みがない、又は農地法（昭和27年法律第229号）その他耕作に関する関係法令の許可を得られる見込みがない場合
- (2) 過去に農地法その他関係法令に違反する行為を行う等、開示情報を利用する農地について農地として利用しないおそれがあると認められる場合。

(3) 第1号、第2号に掲げる場合のほか、町長が登録農地の情報を提供することが適当でないと認める場合。

3 町長は、前項の規定に関わらず、農地の有効利用、耕作放棄地の発生防止又は解消のために有効であると認めた場合は、八丈町農業委員会（以下「農業委員会」という。）及び東京都農業會議等へ情報提供をすることができる。

（土地所有者への情報提供及び情報開示確認）

第10条 町長は、農地取得希望者から第7条の規定による農地の取得希望があった場合で、前条第2項に該当しないと認められるときは、土地所有者に農地取得希望者の個人情報や希望条件等の情報を提供するとともに、土地所有者の個人情報を農地取得希望者へ開示することについての同意を得るものとする。

2 情報の開示を受けた農地取得希望者は、前項の規定によって知り得た情報を第三者に提供してはならない。また、個人情報を毀損又は逸失することができないよう適切に管理し、保有する必要がなくなった個人情報は、適切に破棄すること。

（農地取得希望者の資格）

第11条 登録農地の農地取得希望者は、八丈町内に住所を有し、耕作する全ての農地を適正に管理することができ、かつ、地域と調和した農業経営及び地域活動ができる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により許可することができる者の中規模拡大を目指す者（以下「兼業農家」という。）
- (2) 農地法第2条第3項の規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者（以下「認定農業者」という。）
- (4) 農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者（以下「認定新規就農者」という。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた者

（農地取得希望者の優先通知順位等）

第12条 町長は、前条の申請があった場合で、同一の農地に複数の借受け・購入の申込みがあったときは、以下の優先順位とする。

第一順位 認定新規就農者または八丈町担い手研修センター研修生

第二順位 認定農業者または農地所有適格法人

第三順位 兼業農家

2 前項の基準に従ってもなお、優先して農地を紹介する者を決定しがたいときは、八丈町が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし、農業経営計画その他を総合的に勘案して決定するものとする。この場合において、必要に応じて、農業委員会の意見を聴くことができる。

(当事者間による契約)

第13条 農地の貸借の契約は、申請者及び農地取得希望者の当事者間で行うものとし、八丈町はこれに直接関与しない。

2 農地取得希望者又は申請者が契約後に契約内容の変更を行う場合は、法令を遵守し、相手方との事前協議等を遅滞なく行わなければならない。

3 契約に関する一切のトラブル等は、当事者間で解決するものとする。

(契約その他の手続)

第14条 仲介制度を利用して貸借・売買が成立した場合は、申請者及び取得希望者は、速やかに農地法の許可申請その他の必要な法的手続を行わなければならない。

(農地転用の制限)

第15条 仲介制度を利用して農地を借受けた者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

(手数料)

第16条 仲介制度の利用に係る手数料は、無料とする。

(農業委員会による協力)

第17条 農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、仲介制度の実施に協力するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

農地登録申請書

令和 年 月 日

八丈町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
E-mail

八丈町農地仲介制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり農地に関する情報を登録希望しますので、八丈町農地仲介制度への登録を申請します。

（1）農地の情報

別添のとおり

（2）確認事項（確認後、□にレ印をご記入ください。）

- 制度の趣旨および取扱いに同意します。
- 農地の情報及び画像を八丈町ホームページ及び産業観光課産業係で公開することを了承します。
- 協議が成立するまで、自ら農地の管理を行います。
- 知り得た農地取得希望者の個人情報については、契約交渉以外の目的に利用しません。また、登録農地に係る農地情報の開示に承諾し、所有者情報等についても農地取得希望者から求めがあった場合、開示することを承諾します。
- 事業の円滑な実施のため、申請内容を八丈町農業委員会及び東京都農業会議等へ提供することに同意します。

※共有持分の農地所有者又は、農地所有者の相続人として管理されている方が登録申請をする場合は、過半数を超える持分の方々の同意が必要となります。

※農地取得希望者との農地の貸借または売買に関する条件交渉および契約手続きは、申請者と農地取得希望者で行ってください。

※八丈町農地仲介制度の登録農地は、農地取得希望者等に情報提供し農地のあっせんを行いますが、耕作者が見つかることを約束するものではありません。ご了承ください。

## 「農地の情報」

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	登録内容	貸与希望年数	貸与・売買希望額			要望事項
		登記	現況				<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 売買	円／年	
					<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 売買	年	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無料)	円	
					<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 売買	年	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無料)	円	
					<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 売買	年	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無料)	円	
					<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 売買	年	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無料)	円	
					<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 売買	年	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無料)	円	

様式第2号（第4条関係）

農地登録通知書

令和 年 月 日

様

八丈町長

次のとおり決定したので、八丈町農地仲介制度実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

農地情報						
番号	所在	地番	面積 (m <sup>2</sup> )	地目	登録日	登録の可否
登録できない 理由						

様式第3号（第4条関係）

農地登録変更届出書

令和 年 月 日

八丈町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号  
E-mail

農地登録情報を変更したいので、八丈町農地仲介制度実施要綱第4条第6項の規定により、次のとおり届出します。

項目	登録情報		
	変更前	変更後	
農地所有者 の情報	氏名		
	住所		
	連絡先		

項目	登録情報		登録情報	
	変更前	変更後	変更前	変更後
農地の情報	所在			
	地番			
	地目(登記)			
	地目(現況)			
	面積(m <sup>2</sup> )			
	登録内容			
	貸与希望年数			
	貸与・売買 希望額			
	要望事項			

※欄が不足する場合は、別紙でも可

様式第4号（第5条関係）

農地登録抹消届出書

令和 年 月 日

八丈町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号  
E-mail

農地登録情報を抹消したいので、八丈町農地仲介制度実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり届出します。

所在	地番	面積 (m <sup>2</sup> )	抹消理由

様式第5号（第5条関係）

農地登録抹消通知書

令和 年 月 日

様

八丈町長

八丈町農地仲介制度実施要綱第5条第3項の規定に基づき、下記農地について八丈町農地仲介制度から登録を抹消したので通知します。

記

所在	地番	面積 (m <sup>2</sup> )	登録抹消日	抹消理由

様式第6号（第7条関係）

農地仲介制度利用登録申請書

令和 年 月 日

八丈町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
E-mail

八丈町農地仲介制度に利用登録したいので、八丈町農地仲介制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

希望農地

希望内容	借受け希望・購入希望
希望地区	
希望する畠の規模	m <sup>2</sup>
耕作予定作物	
資格・農業経験等	農業経験 有・無
借受け希望年数	年
借受け・購入希望額	
要望事項	

(3) 確認事項（確認後、□にレ印をご記入ください。）

- 農地の登録者に私の住所、氏名、電話番号を伝えることを了承します。
- 知り得た登録者の個人情報については、契約交渉以外の目的に利用しません。
- 事業の円滑な実施のため、申請内容を農業委員会へ提供することに同意します。

様式第7号（第7条関係）

農地仲介制度利用登録通知書

令和 年 月 日

様

八丈町長

次のとおり決定したので、八丈町農地仲介制度実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

登録の有無	登録する	登録しない
登録しない理由		

様式第8号（第8条関係）

農地仲介制度利用登録変更届出書

令和 年 月 日

八丈町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号  
E-mail

農地利用登録情報を変更したいので、八丈町農地仲介制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり届出します。

項目	登録情報	
	変更前	変更後
氏名		
住所		
電話番号		
その他		

様式第9号（第8条関係）

農地仲介制度利用登録中止届出書

令和 年 月 日

八丈町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

農地利用登録情報を中止したいので、八丈町農地仲介制度実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり届出します。

中止する理由	
--------	--